

# 令和7年度鳥取駅周辺ライトアップ整備業務委託仕様書

## 1 概 要

### (1) 業務名

令和7年度鳥取駅周辺ライトアップ整備業務

### (2) 委託額

金3,866,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

### (4) 業務の目的

鳥取駅北ロケヤキ広場において、一体的なデザイン及びコンセプトに基づく光の演出を行い、鳥取駅前のシンボルとしての空間形成を図ることで、エリアの滞在性と回遊性を向上させ、中心市街地への誘客と市民にとっての憩いの場とすることを目的とする。

### (5) 実施エリア

鳥取駅北ロケヤキ広場

## 2 業務内容

### (1) 実施内容

#### ① ライトアップのコンセプト及びデザインの作成

- ・業務の目的を踏まえ、ライトアップのコンセプト及び景観デザインの作成。

#### ② 業務計画書の作成

- ・令和7年12月中旬までに機材の設置を完了し、かつ点灯を開始できるよう、これを踏まえた業務計画書（実施スケジュール、安全管理体制など）を作成すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は鳥取市と協議のうえ、期間を延長することができる。

#### ③ 機材の調達・設置施工、既存機器の撤去

- ・デザイン演出に必要な機材について、受託者が調達を行うものとする。なお、業務完成後に引き渡しを受けた機材の所有権は、本市に帰属するものとする。
- ・（2）指示及び留意事項に示す内容に基づき、機材の設置施工（電源の引き込み、電力会社への申請を含む。）を行うものとする。※機材は常設（屋外設置）、通年稼働とする。
- ・既存足元照明、吊り照明は撤去し、新たなライトアップ機材の設置を行うこと。照明配線撤去については埋設部分も含め撤去することを基本とするが、やむを得ない場合は鳥取市と協議するものとする。また、既存のコンセント収納BOXについては、支柱の撤去・新設を行うこと。

#### ④報告書作成

- ・受託者は、本業務の成果品として、報告書を作成するものとする。

### (2) 指示及び留意事項

#### ①デザインに関する要件等について

- ・対象エリアにおける一体的なデザインとすること。
- ・華美な照明とならないように落ち着いた空間を演出すること。
- ・コンセプトについては、居心地のいい落ち着いた空間を演出し、樹木をライトアップするなど、夜間に安全に歩けるような環境の改善を行う内容とすることが望ましい。
- ・対象エリアの現地確認を行い、周辺環境との調和や、空間のイメージアップを意識したデザイン制作に努めること。
- ・通年稼働を想定したデザインとすること。

#### ②使用機材について

- ・通年での稼働かつ屋外への設置となるため、耐久性や防水性において一定の品質が確保されていること。
- ・防水等級：I P 6 7以上の機器を使用すること。
- ・日本産業規格に準拠した機材であること。
- ・使用する電球は環境に配慮し、原則としてLEDとすること。
- ・維持管理費用について低廉となるよう配慮すること。
- ・初期不良などによる機材トラブルが発生した場合にメーカー保証等の適用が受けられるよう、調達時点で調整を行うこと。

#### ③設置及び施工について

- ・通年稼働できるよう配慮し設置及び施工すること。
- ・施工過程において、内線規程を遵守すること。
- ・機材や配線が、歩行者の通行の妨げにならないよう配慮すること。
- ・機材の落下等の事故が発生しないよう、施工期間中の事故に十分注意すること。
- ・悪戯又は故意によらない機材への接触による、故障や事故の防止対策を講じること。
- ・業務には、十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- ・電気工事関連については、第一種電気工事士の資格を有する者を1名以上配置すること。
- ・機材の設置完了後には、委託者の立ち合いのもと試験点灯を行うものとし、指摘箇所があった場合は修正の上、再度試験点灯を実施すること。

#### ④電源について

- ・電源の引き込みについては、(別紙)対象エリア図において指定する箇所から行うこと。
- ・必要に応じ子メーター及び点灯時間調整用のデジタルタイマーを設置すること。
- ・必要に応じ電気の契約に関する申請等、電力会社との調整を行うこと。
- ・電気工事関連については、管理及び統括を行う電気工事責任者を配置すること。

#### ⑤業務工程について

- ・業務を進める上で、工程表に示したスケジュールに大きく差異が生じる場合は、事前に委託者へ

報告を行うこと。

- ・工程の進捗や仕様に則した内容となっているか、委託者が適宜確認を行うものとし、指摘があった場合は速やかに対応を行うこと。

#### ⑥保証について

- ・契約期間中、事業者の過失により、器物損壊等の事故が発生した場合は、事業者の負担により原状復旧を行うこと。
- ・機材の引き渡し後、1年以内に正しい使用方法にもかかわらず、破損又は故障した場合は、無償で修繕又は交換を行うこと。
- ・直ちに発見することができない、機材の品質に関して契約に適合しないものが発見されたときは、受託者の負担において、速やかに修繕又は代替え品を納入すること。

#### ⑦その他

- ・関係法令等を遵守の上、企画提案を行うこと。
- ・提案にあたっては、十分な現地調査を行うこと。
- ・業務実施に係る各種占用許可申請の手続きは、委託者が行うものとするが、委託者の求めがあった場合、助言や資料作成などの対応を行うこと。
- ・業務実施に係る関係機関等との協議、調整にあたっては委託者と連携を図り進めることとし、この指示に従うこと。

(3) 対象エリア図 別紙のとおり

### 3 成果品

#### (1) 提出内容

- ①景観デザイン及びコンセプト
- ②設置完了後の点灯写真
- ③調達機材及び機材の仕様概要、品目リスト
- ④機材設置箇所及び電源配線を示した図面

#### (2) 提出方法

紙媒体 : A4 サイズ、片面フルカラー・・・・・・・・・・1部  
電子媒体 : 電子データを保存した電子記憶媒体 (CD-R 等)・・・1部

### 4 権利関係

- ①受託者は、デザインについて受託者が有する著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 18 条から第 20 条までに規定する著作権人格権を行使しないものとする。ただし、本業務の完了後において、何らかの理由によりデザインの改変の必要が生じた場合は、受託者へ改変内容及びその理由を説明の上、改変を行うものとする。
- ②受託者は、デザインについて受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する著作権を、原則として委託者に無償で譲渡する。

- ③受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないものとする。
- ④受託者は、デザインについて第三者の商標権、著作権、肖像権、その他の諸権利を侵害しないものとする。

## 5 その他

### (1) 契約期間満了後の各種取扱い

- ①事業者の過失により、仕様書の要件を満たしていないことが確認された場合、又は各種機材が有する本来の機能を発揮していないことが確認された場合は、事業者の負担により修繕等の対応を行うものとする。
- ②委託者により、対象エリアにおける景観デザインの適用及び機材の維持管理を行うものとするが、事業の終期を定めないものとし、委託者の都合により、受託者へ予告なくこれを終了することができるものとする。

### (2) その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、委託者と受託者による協議を行い、この内容を決定するものとする。